

令和 6 年
6 月 舟橋村議会定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 6 月 1 4 日（金曜日）

議 事 日 程

令和 6 年 6 月 1 4 日 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第 1 議案第 1 9 号 舟橋村監査委員条例一部改正の件から議案第 2 6 号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件まで並びに請願第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願書の件及び陳情第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択の陳情書の件

（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程のとおり

出席議員（7 名）

1 番	小 杉 知 弘
2 番	古 川 元 規
3 番	加 藤 智恵子
4 番	田 村 馨
5 番	森 弘 秋
6 番	竹 島 貴 行
7 番	前 原 英 石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 渡 辺 光

教 育 長	土 田 聡
総 務 課 長	山 崎 貴 史
生 活 環 境 課 長	田 中 勝
会 計 管 理 者	林 輝
代 表 監 査 委 員	川 崎 正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本 良 樹
---------	---------

午前 10 時 00 分 開議

○議長（前原英石） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 6 年 6 月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 19 号から議案第 26 号まで

並びに請願第 1 号及び陳情第 2 号

○議長（前原英石） 日程第 1 議案第 19 号 舟橋村監査委員条例一部改正の件から議案第 26 号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件まで並びに請願第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願書の件及び陳情第 2 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択の陳情書の件の計 10 件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（前原英石） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

森総務教育常任委員長。

○総務教育常任委員長（森 弘秋） 本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第 19 号 舟橋村監査委員条例一部改正の件、議案第 20 号 舟橋村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件、議案第 21 号 舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例一部改正の件、議案第 22 号 舟橋村の職員等の旅費に関する条例全部改正の件、議案第 23 号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第 24 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願書の件及び陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択の陳情書の件については、いずれも不採択とするものであります。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（前原英石） 次に、加藤産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（加藤智恵子） 本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第23号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第24号 令和6年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会所管部分、議案第25号 令和6年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第26号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（前原英石） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（前原英石） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（前原英石） これより、各案件に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 私は、請願第1号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願に賛成し、総務教育常任委員長の報告に反対の立場から討論を行います。

1979年に国連で女性差別撤廃条約が採択され、あらゆる分野で女性が性にに基づく差別を受けない権利が保障されました。日本は1985年にこの条約を批准しましたが、女性差別をなくすための取組は大きく立ち遅れ、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数の国際比較で、日本は世界146か国中125位と過去最低まで落ち込み、先進国と言えない状況にあります。

女性差別撤廃条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するために条約発効20年後の1997年に採択されたのが女性差別撤廃条約選択議定書です。

議定書では個人通報制度と調査制度の2つの手続がありますが、それらを利用する申立てを行うためには、国が議定書を批准しなければなりません。しかし、日本はいまだ批准していません。議定書批准国は2023年時点で既に115か国となっており、議定書の批准は世界の流れとなっています。

日本のジェンダー平等の取組を実効あるものとし、個々が抱える課題解決のため、日本においても議定書の批准を求める意見書は採択すべきだと考えます。

以上、請願第1号に賛成し、総務教育常任委員長の報告に反対する討論といたします。

○議長（前原英石） 次に、田村馨議員。

○4番（田村 馨） 4番田村です。私は、陳情第2号、日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択の陳情に賛成し、総務教育常任委員長の報告に反対の立場から討論を行います。

今回の陳情は、日本が核兵器禁止条約に署名・批准するよう、舟橋村議会から国へ意見書を上げるよう求めるものです。

2021年に発効した核兵器禁止条約は、2022年に第1回の締約国会議を開き、核抑止を誤りと批判した宣言と行動計画を採択し、この計画に基づき、核兵器の現状、人道的影響、廃絶への技術的問題などを検討し、報告する科学諮問グループも活動を始めました。同年11月には第2回会議も開かれるなど、禁止条約は現実に機能していることを示しています。

同時に、この条約の発効は、核保有国や日本のように核兵器に依存する国は国際法違反の国ということになり、この立場が鋭く問われることになりました。

現在、禁止条約に70か国が批准し、署名国は93か国に広がりました。国連加盟国193の半数に迫っており、着実に前進し続けています。

原水爆禁止世界大会の国際会議宣言は、核兵器によって安全を図ろうとする核抑止は

いかなる理由によっても決して正当化し得ず、断固として退けられなければならないと強調し、広島市長は原水禁大会へのメッセージで、核抑止は人類の存続すら危うくするとし、世界中の指導者は、核抑止論は破綻しているということを直視すべきだと訴え、長崎市長も平和宣言で、今こそ核抑止への依存からの脱却を、勇気をもって決断すべきだと訴えました。核抑止を拒否することこそ被爆地からの真のメッセージではありませんか。

そもそも核抑止とは、いざというときには核兵器を使用し、広島、長崎のような非人道的惨禍を引き起こすことをためらわないという議論です。核兵器のない世界への最大の障害物であるということを日本政府と核保有国は認識すべきです。

それでも安全保障のために核抑止が必要だとした議論が一部ありますが、一方が核を使用すれば、他方も核の報復で応えることになる。その結果、核によって何十万、何百万もの人々が死ぬことになる。大虐殺が起こることになります。結局、核抑止は誰の安全も保障するものではありません。

日本政府に禁止条約の署名・批准を求める署名は250万人を超え、条約参加を求める地方議会の意見書・決議も全国の約4割に広がっています。こうした地方議会を見習い、国際法違反の日本政府に対し、核兵器禁止条約への署名・批准を求めているようではありませんか。

このことを強く求め、以上、陳情第2号に賛成し、総務教育常任委員長の報告に反対する討論といたします。

○議長（前原英石） 以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石） 討論がないようですから、討論を終わります。

（議案の採決）

○議長（前原英石） これより、採決いたします。

まず、議案第19号 舟橋村監査委員条例一部改正の件から議案第22号 舟橋村の職員等の旅費に関する条例全部改正の件までの4件を一括して採決します。

以上の案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石） 起立全員であります。

よって、議案第 19 号から議案第 22 号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号 専決処分の承認を求める件について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石） 起立全員であります。

よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石） 起立多数であります。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号 令和 6 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石） 起立全員であります。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することにご異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

（請願の採決）

○議長（前原英石） 次に、請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を国に提出することを求める請願書の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は不採択であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石） 賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

本件については不採択と裁決いたします。

よって、請願第1号については不採択とすることに決定いたしました。

（陳情の採決）

○議長（前原英石） 次に、陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択の陳情書の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は不採択であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石） 賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

本件については不採択と裁決いたします。

よって、陳情第2号については不採択とすることに決定いたしました。

議会運営委員会及び各常任委員会の
閉会中の継続審査申し出の件

○議長（前原英石） 次に、日程第２ 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査の申し出一覧

委員会名	所管事務調査事項
議会運営委員会	1 議会の運営に関する事項 2 議会関係の条例及び規則に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項

○議長（前原英石） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨 拶

○議長（前原英石） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案 8 件につきまして、可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

いよいよ明日はサンフラワープロジェクト、種まきの実施日時となりました。天候も問題ないとの予報が出ておりますので、まずは安堵しておるところでございます。

一つ一つの種が夏には大輪の花を咲かせることを期待しながら、多くの方々にご参加いただけることを願っておりますが、私はこの種まきが、光り輝く舟橋村の未来へつながる種をまくものであると考えております。

村が抱える様々な問題の解決、関係人口増加、商業発展、子どもたちの新たな学びの創出等々を必ずや達成し、日本一小さな村の魅力を村内外へ発信し、光り輝く未来があふれる村の実現につなげてまいりたいと考えております。

結びとなりますが、いよいよ夏の季節を感じられる日々が多くなってまいりました。本年もよもや猛暑との報道がなされておりますが、議会議員の皆様方におかれましては、健康には十二分なご留意をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

閉 会 の 宣 告

○議長（前原英石） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和 6 年 6 月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前 10 時 22 分 閉会